

### 3-2 和泉市職員動員配備体制一覧

#### 1 事前配備

##### ■ 配備及び廃止基準

配備基準	廃止基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生のおそれがある気象警報により、情報活動の必要があるとき</li> <li>・ 市域に震度4の地震が発生したとき</li> <li>・ 東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>・ その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報が解除され、災害発生のおそれが解消したとき</li> <li>・ 災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・ その他市長が認めたとき</li> </ul>

##### ■ 配備職員

災害応急対策の項目等	所管部局	配備職員数	参集場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報等の収集伝達</li> <li>・ 災害対策活動に係る関係各部との連絡調整</li> <li>・ 災害警戒本部の設置及び配備体制に関すること</li> </ul>	市長公室	危機管理監が定める	各勤務場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害予防措置及び災害応急対策の準備</li> </ul>	総務部 環境産業部 都市デザイン部 上下水道部 教育・こども部 消防本部	各部長が定める	

2 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

■ 配備及び廃止基準

配備名	配備基準	廃止基準
風水害警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予警報の発令により災害の発生が予想されるとき。</li> <li>・ 小規模災害が発生したとき。</li> <li>・ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域において災害発生のおそれが解消したとき</li> <li>・ 災害応急対策がおおむね完了したとき</li> <li>・ 災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・ その他市長が認めたとき</li> </ul>
震災警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。</li> <li>・ 東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。</li> <li>・ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	

■ 配備職員

災害応急対策の項目等	所管部局	配備職員数	参集場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報、被害情報、災害情報の収集伝達</li> <li>・ 大阪府その他防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 災害警戒本部会議に関すること</li> <li>・ その他災害対策活動に係る総合調整</li> </ul>	本部事務局	危機管理監が定める	市庁舎内（原則、本館3階会議室【災害対策本部】）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部における準備体制</li> <li>・ 被害概況調査</li> <li>・ 避難指示等に伴う避難誘導</li> </ul>	消防本部	別に定める	勤務場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設及び運営（状況により開設する避難所を限定する）</li> </ul>	本部事務局	（各避難所2名体制）	所定の避難所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の災害予防措置及び被害調査、応急復旧</li> </ul>	関係各部	各部長が定める	各勤務場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各所管に係る関係機関との連絡調整</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の応急危険度判定の実施（地震災害のみ）</li> </ul>	都市デザイン部	部長が定める	
<p>①本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減することができる。</p> <p>②災害警戒本部長は、状況に応じ応急対策の項目を拡大又は縮小することができる。</p> <p>③災害警戒本部長は、土砂災害等で局地的又は重点的な応急対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示することができる。</p>			

### 3 非常配備（原則として災害対策本部設置）

#### ■ 配備及び廃止基準

配備名	配備基準	廃止基準
非常配備 A号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模災害が発生したとき。</li> <li>・小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策がおおむね完了したとき</li> <li>・その他災害対策本部長が認めたとき</li> </ul>
非常配備 B号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	
非常配備 C号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備）。</li> <li>・市域に特別警報が発表されたとき。</li> <li>・大規模災害が発生したとき。</li> <li>・その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	

#### ■ 配備職員

配備名	災害応急対策の項目等	所管部局	配備職員数	参集場所
非常配備 A号	<p>①災害対策本部長は、状況に応じ応急対策の項目を縮小する。また、重点的な対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示する。</p> <p>②本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減する。</p>	各部	おおむね1/3の職員（各避難所3名体制）	各勤務場所
非常配備 B号	<p>①災害対策本部長は、状況に応じ応急対策の項目を縮小する。また、重点的な対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示する。</p> <p>②本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減する。</p>	各部	おおむね2/3の職員（各避難所4名体制）	各勤務場所
非常配備 C号	<p>①災害対策本部長は、状況に応じ応急対策の項目を縮小する。また、重点的な対策が必要なときは、各部長に対し他の部の応援を指示する。</p> <p>②本部事務局長及び各部長は、状況に応じ配備職員数を増減する。</p>	全職員 （各避難所6名+各小中学校調理員、用務員体制）		各勤務場所

#### 4 その他

##### (1) 現地災害対策本部

###### ■設置及び廃止基準

設置基準	廃止基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策がおおむね完了したとき</li> <li>・その他災害対策本部長が認めたとき</li> </ul>

###### ■構成員

本部長 : 災害対策本部長が指名する

副本部長 : 災害対策本部長が指名する

本部長 : 災害対策本部長が指名する

##### (2) 初動活動組織

###### ■配備及び廃止基準

配備基準	廃止基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外において、市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</li> <li>・勤務時間外において、市域に特別警報が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策がおおむね完了したとき</li> <li>・その他災害対策本部長が認めたとき</li> </ul>

###### ■配備職員

	災害応急対策の項目等	配備職員	参集場所
緊急対策員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報、被害情報等の収集及び大阪府危機管理室への被害状況報告</li> <li>・災害対策本部長・副本部長及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>・その他緊急対応が必要な事項</li> </ul>	市長が市庁舎周辺に居住する職員のうちから予め指名	災害対策本部
緊急避難所員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の受入れ（体育館等の施設の開放）</li> <li>・避難者の状況把握</li> <li>・和泉市災害対策本部の避難所担当職員到着時における事務引継ぎ</li> <li>・その他、緊急対応が必要な事項</li> </ul>	教育長が学校長の意見に基づき教職員のうちから予め指名	所定の避難所